

「インターネット商品取引及び 関連サービスに関する管理弁法 (意見募集稿)」の起草説明

2013年9月11日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「インターネット商品取引及び関連サービスに関する管理弁法（意見募集稿）」 の起草説明

インターネット市場秩序をよりいっそう規範化し、インターネット消費者と経営者の合法的權益を保護し、インターネット経済の持続的、健康的な発展を促進するために、工商総局は「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法」を改定して、「インターネット商品取引及び関連サービスに関する管理弁法（意見募集稿）」を作成した。ここに、関連状況を以下のとおり説明する。

一．改定の背景と過程

2010年5月、工商総局が公布した「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法」（国家工商行政管理総局令第49号、以下「暫定弁法」という）は、わが国初のインターネット商品取引及び関連サービスを促進・規範化する行政的規則として、当該分野の規則制度建設の空白部分を埋めた。それ以来、「暫定弁法」は、インターネット経済の発展、インターネット取引秩序の規範化、消費者と経営者の合法的權益の保護のために、法律の側面から重要な支持作用を發揮してきた。インターネット市場の迅速な発展とともに、インターネット取引の新方式・新業態が次々と現れ、違法行為の方式と手段も変わりつつある。「暫定弁法」における一部の規定は既に時代遅れになり、インターネット市場規範化の発展需要に応えきれず、必要な改定整備が目下の急務となってきた。したがって、工商総局は「暫定弁法」の改定に踏み切った。

改定の過程において、工商総局は「暫定弁法」の貫徹実行状況を全面的に評価し、インターネット市場監督管理・法執行の実務経験を真剣にまとめ、社会各界から評価反響と意見建議を十分に集めた。北京、江蘇、浙江、広東、重慶などで広範的な調査研究を行い、インターネット市場の発展動向と問題点を掘り下げて調べた。専門テーマ検討会を数回招集し、重点的にインターネット商品取引及び関連サービスの規則制度建設中の難題を研究した。インターネット経営企業、業界組織、業界専門家、消費者代表など各方面の意見・建議を幅広く聴取し、国务院関連部門、地方工商機関の意見を求めた上で、度重なる改定・改善を経て、「インターネット商品取引及び関連サービスに関する管理弁法（意見募集稿）」（以下、「弁法」という）を作成した。

二．主要改定内容及び説明

（一）規則の名称について

規則の内容には、インターネット商品取引及び関連サービスの主体、客体と行為に対する規範化が含まれる。規範化内容を正しく総括するために、規則の名称を「インターネット商品取引及び関連サービスに関する管理弁法」に変えた。

（二）調整範囲及び用語定義について

調整範囲及び用語定義について、「弁法」では以下のとおり改定した。第一、「弁法」の適用範囲を狭義のインターネット取引に定めた。すなわち、インターネット（モバイルインターネットを含む）における商品取引及び関連サービスを規範化するものであって、テレビショッピング、テレホンショッピングを含まない。第二、「インターネット商品取引」の定義を明確にした。すなわち、インターネットを通じて商品又はサービスを販売する経営活動である。また、インターネット市場の発展現状とインターネット監督管理・法執行の実務経験（例えば、一部のB2Bプラットフォームにおいては、商

品の情報発信のみで、取引過程が発生しない) から、第三者取引プラットフォームを通じて商品又は営利的サービス情報を公布するが、取引過程が直接プラットフォームを通じずに行われた経営活動については、「弁法」におけるインターネット商品取引の管理規定を参照すると定めた。第三、「関連サービス」について列挙的に詳しく定義し、その包括範囲をよりいっそう明確にした。第四、第三者立場の独立性を強調し、概念の混同を避けるために、「暫定弁法」における「インターネット取引プラットフォーム」という概念を、「第三者取引プラットフォーム」に改名し、定義を正しく下した。

改定内容は、「弁法」第三条、第二十条、第五十一条を参照する。

(三) 体裁構成について

「弁法」の章節構成は「暫定弁法」と略一致するが、一部を訂正して、あわせて五章五十四条となっている。

第一章の「総則」では、立法趣旨、調整対象、インターネット商品取引及び関連サービスの定義、インターネット取引従事の基本的原則などを定めた。

第二章の「インターネット商品経営者及び関連サービス経営者の義務」では、三節に分けている。第一節の「一般的規定」では、あらゆるインターネット商品経営者と関連サービス経営者が履行すべき責任・義務について一般的規定を定めた。第二節の「第三者取引プラットフォーム経営者に関する特別規定」では、ひとつの特別に重要な関連サービス経営者（すなわち、第三者取引プラットフォーム経営者）が履行すべき責任・義務について特別規定を定めた。第三節の「その他関連サービス経営者に関する特別規定」では、第三者取引プラットフォーム経営者以外の関連サービス経営者が履行すべき責任・義務について特別規定を定めた。

第三章の「インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理」では、工商部門によるインターネット商品取引及び関連サービスの監督管理業務の職責と内容を定めた。

第四章の「法的責任」では、「弁法」に違反した場合の法的責任を定めた。

第五章の「附則」では、関連する付加的解釈や、「弁法」の発効時間を定めた。

(四) 市場主体の参入許可について

「弁法」におけるインターネット市場主体参入許可に関する規定は、「暫定弁法」と略一致するが、一部を微修正、より明晰・明確なものにした。

第一、登記登録条件をまだ備えておらずインターネット商品取引に従事する自然人が、第三者取引プラットフォームを通じて経営活動を展開しプラットフォームに実名で登録しなければならないことを定めた。現行の登記登録法律法規の規定に従えば、インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者が法により工商登記登録をしなければならないことに配慮したものである。インターネット市場の発展現状と起業就業の需要から、現時点では登記登録条件を備えていない自然人に対し参入条件を緩和して、工商登記登録をしばらく行わないことを容認しながら、必ず第三者取引プラットフォームを通じて経営活動を展開しプラットフォームに実名で登録しなければならないことを定めることで、インターネット取引の安全を確保し、インターネット消費者の權益を守る。かかる自然人経営者以外は、「営業許可書なしの経営」を行うインターネット経営主体の存在を禁止する。

第二、第三者取引プラットフォームの経営者が工商部門の登記登録を経て営業許可書を受領した企業法人でなければならないことを定めた。第三者取引プラットフォームが数多くの経営者、消費者と商業データを引き受けており、インターネット商品取引活動における地位が非常に重要であることに配慮したものである。プラットフォームの運営状況は直接インターネット市場秩序と社会公共利益に関っており、経営者は一定の規模と技術能力を具備しなければプラットフォームの安全運営を確保できないことから、「弁法」では、第三者取引プラットフォームの経営者が企業法人でなければならないと定めた。

改定内容は、「弁法」第七条、第二十条を参照する。

(五) 第三者取引プラットフォームの経営者の義務について

「暫定弁法」と比較して、「弁法」第二章第二節の「第三者取引プラットフォーム経営者に関する特別規定」においては、第三者取引プラットフォームの経営者が履行すべき責任・任務に関する五項目の内容を追加した。

第一、第三者取引プラットフォームが、プラットフォームへの加入を申し込んだ法人、その他の経済組織又は個人経営者の経営主体資格を審査・登録した後、それが従事する経営活動のHPの目立つところに営業許可書に記載する情報又はその営業許可書の電子リンク標識を公開することを定めた。現在、第三者取引プラットフォームにおけるオンラインショップが一般的には自ら標識を付加する技術的権限を持っておらず、いずれもプラットフォームによって統一して営業許可書の標識を付加していることに配慮したものである。また、プラットフォームによって営業許可書の標識を付加することは、個人身分が真実で合法的であると証明する標識を付加することと同じく、プラットフォームが経営主体資格審査義務を履行したしるしでもある。

第二、自営業を展開する第三者取引プラットフォームの経営者が、顕著な方式で、プラットフォームにおける自営部分とその他の経営者の経営部分を区分・表記しなければならないことを定めた。現在、独立した電子商取引ウェブサイトと第三者取引プラットフォームは融合的発展情勢を呈しており、数多くの自営業しか展開しなかった独立した電子商取引ウェブサイトが、その他のインターネット商品経営者に向けて、第三者取引プラットフォームのサービスを提供し始め、混合経営のウェブサイトに変身したことに配慮したものである。自営と第三者取引プラットフォームという二つの経営業態において、ウェブサイトの経営者が置かれている法的立場と負うべき責任・義務は大きく異なり、かかる二つの経営業態に対する消費者の信頼度も明らかな差異がある。混合経営モデルにおける関連経営者の責任・任務を明確にし、消費者の知る権利と選択権を確保するために、この条項を追加した。

第三、第三者取引プラットフォームが、プラットフォームに加入した経営者と結んだ協議書、取引規則を改定するに当たって、「公開、連続、合理」という原則を守り、あらかじめ公示しなければならないことを定めた。

第四、関連経営者と消費者の合法的權益を保証するために、サービスを中止しようとする第三者取引プラットフォームの経営者が、その旨をあらかじめ公示し関連経営者と消費者に通知しなければならないことを定めた。

第五、奨励的条項を追加し、第三者取引プラットフォームの経営者が、消費者權益保証金を設けることによって、サービスの品質を高め、消費者の合法的權益をよりいっそう保護するよう奨励する。

改定内容は、「弁法」第二章第二節を参照する。

(六) その他のサービス経営者の義務について

第三者取引プラットフォームを除き、支払決算、物流、速達、インターネット接続など関連サービスのほとんどは、法律、法規又はその主管部門が打ち出した規則で規範化されている。よって、「弁法」第二章第三節では、その他の関連サービスのインターネット商品取引に関する部分のみについて、規定を定めた。

改定内容は、「弁法」第二章第三節を参照する。

(七) その他の改定内容

第一、現在、インターネットに現れたインターネット市場特有の不正競争行為を考慮し、「弁法」では第十八条を追加して、インターネット商品経営者、関連サービス経営者が従事してはならない不正競争行為について拡充的説明をした。

第二、「弁法」では第四十条を追加し、工商部門が違法の疑いのあるインターネット商品取引及び関連サービス行為を摘発するに当たって実施できる措置について明確に定めた。

第三、規則の拘束力を強化し、インターネット取引違法行為のコストを高め、経営者がより自覚的に法定責任・任務を履行し、適法経営を行うよう促すために、「弁法」第二章の一部の責任・任務規定で罰則を追加し、「暫定弁法」における一部の現行罰則の罰金額を引き上げた。

第四、「暫定弁法」における一部の文字表現を改定・改善し、より謹厳で簡潔なものにした。